

司法試験

基本知識のインプットと短答過去問チェック

憲法

【矢島 純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 193427

LU19342

矢島の「基本知識のインプットと短答過去問チェック」

憲法

今回は、憲法の中でも職業選択の自由や営業の自由の分野の重要判例の解説をした上で、その分野の短答試験の過去問の検討をしていきます。なお、このレジュメに掲載した情報は、2020年合格目標の「矢島の速修インプット講座」のテキストの原稿の一部になります。

令和元年6月2日

LEC専任講師 矢島純一

・記憶する事項 重要ランク

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を**理解**して答案に書けるように**記憶**しておかなければならない知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。

・理解する事項 重要ランク

論文試験でこれをそのまま答案に書くことはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を**理解**しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付しました。

・条文の略記：I＝1項 ①＝1号 本＝本文 但＝ただし書 前＝前段 後＝後段

・短答の問題番号の略記： H30-4＝平成30年度司法試験第4問（R＝令和） プレ＝プレ試験
予H25-7＝平成25年度予備試験第7問 サ＝サンプル問題

*コラム ～司法試験の論文式試験の設問の形式

以下は、**令和元年の司法試験の憲法の論文式試験**の設問の抜粋である。設問中に、「参考とすべき判例があれば、それを踏まえて論じるように、そして、判例の立場に問題があると考える場合には、そのことについても論じるように求められている。」とあることから、司法試験に合格するには判例の学習が重要であることが分かる。

司法試験の受験生はもちろんのこと、予備試験の受験生も、予備試験の合格後に司法試験に合格するためには、こうした設問に対応できるよう日ごろから判例の学習をしっかりとしておきたいところである。

〔設問〕（令和元年度 司法試験）

あなたは、A省から依頼を受けて、法律家として、この立法措置が合憲か違憲かという点について、意見を述べることになった。

その際、A省からは、参考とすべき判例があれば、それを踏まえて論じるように、そして、判例の立場に問題があると考えられる場合には、そのことについても論じるように求められている。また、当然ながら、この立法措置のどの部分が、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にする必要があるし、自己の見解と異なる立場に対して反論する必要があると考える場合は、それについても論じる必要がある。

以上のことを前提として、あなた自身の意見を述べなさい。

*ちなみに、以下に掲載した**平成30年度の司法試験の憲法の論文式試験**の設問でも、「参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。」との指示がされていた。

〔設問〕（平成30年度 司法試験）

あなたがこの相談を受けた法律家甲であるとした場合、本条例案の憲法上の問題点について、どのような意見を述べるか。本条例案のどの部分が、いかなる憲法上の権利との関係で問題になり得るのかを明確にした上で、参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

職業選択の自由

1 総説

(1) 職業選択の自由の意義

→憲法22条1項は「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」として職業選択の自由が保障されることを規定している。職業選択の自由は、居住移転の自由、財産権とともに経済活動の自由に分類される。○

- ・判例は「職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである」として、職業の自由が人格的価値と深い関係があることを肯定している（**最大判昭 50.4.30・薬事法事件**）。○

(2) 営業の自由

→**憲法22条1項**で保障される職業選択の自由には、自己が選択した職業を遂行する自由としての営業の自由も含まれていると解されている（小売市場事件判決，薬事法事件判決）。● H27-6

関連問題：司法論文 H30

- ・営業の態様等に対する規制立法により営業の自由が制約されても、職業選択の自由そのものが制約されているのでなければ、別の手段を用いて営業活動をすることができる。そのため、営業の自由と職業選択の自由とでは、権利の性質上、後者の方が要保護性が高いものといえる。○
- ・営業の自由の内容を開業・廃業と営業活動に分け、前者の開業・廃業は憲法第22条1項、後者の営業活動は財産権を保障する憲法29条により保障されるとする見解がある。この見解は、憲法22条が精神的自由を規定する21条と23条の間にあるとの条文上の位置を根拠に、22条の権利を精神的自由と捉えることを前提としている。ただし、この見解は一般的な考え方とは異なる。**判例**は、このような見解を採用しておらず、営業の自由の保障の根拠を憲法22条1項に求めている。△ H27-6, H29-8

(3) 開業場所の地域的制限

→薬事法判決は、開業場所の地域的制限は、設置場所の制限にとどまり、開業そのものが許されないこととなるものではないが、薬局を自己の職業として選択し、これを開業するにあたっては、経営上の採算のほか、諸般の生活上の条件を考慮し、自己の希望する開業場所を選択するのが通常であり、特定場所における開業の不能は開業そのものの断念にもつながりうるものであるから、実質的に職業選択の自由そのものに対する大きな制約的効果を有するとしている。○

開業場所を地域的に制限する立法が、権利の性質上、単なる営業の自由よりも要保護性が高い職業選択の自由そのものに対する制約であると評価できる場合、このことは、要保護性の高い権利に対する強度の制約であるとして、当該規制立法に対する審査基準の厳格度を上げることが正当化する1要素になりうる。

関連問題：司法論文 H26, H30

・H26 司法論文公法系第1問（採点実感・抜粋）

「職業の選択」と「営業（職業の遂行）」とを適宜区分した上で、本件の問題が「職業の選択」自体に関わるという点について示している答案は少なかった。

2 職業選択の自由の限界 ～違憲審査基準

→経済活動の自由は、社会経済政策の観点から、精神的自由に比べてより強い規制がされることを憲法が予定している。22条1項、29条2項が特に「公共の福祉」との文言を用いていることもそのことをあらわしている。経済活動の自由に対する規制立法については、立法府の立法裁量に基づく政策判断が尊重されることから、合憲性の推定はたらく。そこで、裁判所は、経済的自由に対する規制立法の合憲審査は、精神的自由のものに比べて緩やかな基準（広い意味での合理性の基準）を用いてする。**もっとも、経済活動の自由は、政策的判断から多様な目的で規制されることが予定されている。**そこで、規制の目的ごとに、違憲審査基準を使い分けて、当該規制が経済活動の自由に対する制約として許容されるかを検討するのが妥当との見解がある（**規制目的二分論**）。

例えば、経済的弱者の保護など積極目的規制については、裁判所は立法裁量を特に尊重し、立法目的と目的達成のための規制手段が著しく不合理といえない限り合憲とする明白の原則により審査する。一方、人の生命・健康に対する危険を防止するという消極目的規制については、規制目的と規制手段の双方の合理性を厳格に審査する。この考え方は、裁判所の審査能力と立法府の立法裁量との関係に配慮したものでもある。**もっとも、**経済政策が複雑化した現代社会においては、積極目的、消極目的のいずれか一方に割り切れないものが多くある。そこで、現在は、規制目的だけでなく、権利の内容・性質、規制の態様も加味して審査基準の厳格度を設定すべきとの見解があらわれた。○

・H26 司法論文公法系第1問（採点実感・抜粋）

本年の問題が問うているのは、複合的目的で職業の自由を制約する条例の合憲性である。この点に関しては、確立した判例や支配的な憲法学説があるわけではない。それゆえに、職業の自由に関する判例や憲法学説を正確に理解した上で、原告・被告それぞれの立場で、筋の通った主張をして違憲論・合憲論を論じている答案には、高い評価が与えられる。

・H30司法論文公法系第1問（出題趣旨・抜粋）

憲法第22条に関しては、営業の自由が憲法上の権利であること、本件規制が営業の自由の制約に該当することに言及した上で、営業の自由の制約としてどのような審査基準が妥当であるかを議論することが考えられる。青少年の健全育成という目的と一般市民がむやみに卑わいな画像等に触れないようにするという目的をどのようにとらえ、制約される権利の性質、制約の程度等との関係で、どのような審査基準を設定するかの議論をする必要がある。その際、小売市場許可制判決や薬事法判決等の既存の営業の自由に関わる判決との対比をすることや、積極目的、消極目的等の規制目的の区別に基づいて審査基準を立てるべきかを議論することが考えられよう。

・ 規制の目的の違いに着目した場合の審査基準の基本形は以下のものとなる。○

・ **明白の原則（明白性の原則）** ●

職業の自由に対する規制が、経済的弱者の保護など経済の調和のとれた発展を図るための積極目的規制であるときは、立法府の政策判断を特に尊重し、当該規制の目的や目的達成手段が著しく不合理であることが**明白**である場合に限って違憲とする。

注：審査密度は合理的関連性の基準に相当する。なお、合理的関連性の基準よりも更に緩やかな基準であると理解する見解もあるが、試験対策上、深入りしない。

注：小売市場事件判決が明白の原則を示した基本判例となる。

・ **厳格な合理性の基準** ●

人の生命、健康に対する危険を防止（経済活動から生じる弊害を防止）するための消極目的規制であるときは、積極目的規制と比べて政策判断が必要なく裁判所の審査になじむ。そこで、裁判所は、立法目的および目的達成手段の双方につき規制の必要性・合理性を立法事実（立法の必要性和合理性を支える社会的事実）に照らして厳格に審査する。具体的には、規制が合憲といえるには、規制の目的が重要な公共の利益を確保するためのものであることを要し（目的審査）、より緩やかな制限によっては目的を十分に達成できないことを要する（手段審査）。

注：審査密度は実質的関連性の基準に相当する。

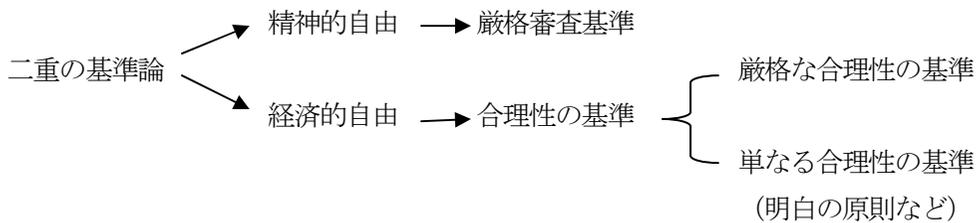
注：なお、薬事法違憲判決が定立した厳格な合理性の基準は、上記の理論構成よりも緻密である。同判決は、職業の許可制が憲法22条1項に適合して合憲といえるためには、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であること（要件①）、及び、消極目的規制については①に加えていわゆるLRA要件（要件②）を充足することを要求するもので、要件①と要件②を併せて厳格な合理性の基準と呼ぶということや、要件②が規制目的二分論の実質的根拠と言えるものであるということを解説する文献がある（法律時報2019年5月号・76頁・木下昌彦）。

- ・ 経済的自由に対する規制立法の審査基準のまとめ
 - ① 経済的自由に対する審査基準としては厳格度が高いもの
 - 厳格な合理性の基準, 実質的関連性の基準
 - ② 経済的自由に対する審査基準で厳格度が低いもの
 - 明白の原則, 合理的関連性の基準

*** 職業選択の自由に対する違憲審査基準**

	基準の例 1	基準の例 2	規制態様を加味
厳格度 高	厳格な合理性の基準	実質的関連性の基準	例えば, 職業に対する許可制など新規参入規制なら 厳格に合理性を審査
厳格度 低	明白の原則	合理的関連性の基準	

*メモ



・ H26司法論文公法系第1問 (採点実感・抜粋)

積極目的規制の場合でも「明白の原則」と結び付いた「合理性の基準」でよいのかを検討している答案などは、極めて優秀な答案といえる。

注: 「合理性の基準」は、広い意味では、経済活動の自由の規制立法の合憲審査に用いるもので、厳格度に応じて、厳格な合理性の基準と明白の原則 (単なる合理性の基準) の2つのものに区別できる。

3 職業選択・営業の自由の関連判例

(1) 小売市場事件

→小売商業調整特別措置法3条1項は、店舗面積が一定量に満たない零細なもので、野菜・生鮮魚介類などを販売する10以上の小売商がいる小売市場の過当競争の防止のために、既存の小売市場と700メートル以上距離が離れていることを小売市場の開設を許可要件としている。無許可で小売市場を開設して起訴された被告人は、本件の許可制を規定する本件規定が憲法22条1項に違反するとして争った。

最高裁は、規制目的が積極的なものについては当該規制が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲とするとの判断枠組みを示した上で、本件規定が積極目的規制であると認定して、その目的において、一応の合理性を認めることができないわけではなく、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であるとは認められないとして、いわゆる明白の原則による審査をして本件規定を合憲とした（**最大判昭 47.11.22・小売市場事件**）。○ H18-7, R1-7

- ・本判決の審査基準は学説では「明白の原則」といわれるものである。これは簡単にいうと、規制目的に一応の合理性が認められれば、目的達成のための手段として著しく不合理であることが明白とはいえない限り当該規制は合憲とするもので、審査密度が非常に緩やかな審査基準である。なお、当該規制立法が目的あるいは手段において「著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲とする」ということもあるが、意味は同じである。○

・本件規定による営業の自由が制限されていることの認定

最高裁は、本件規定の合憲審査に先立ち、本件規定が営業の自由を制限していることを次のとおり認定した。本法所定の市の区域内で、本法所定の形態の小売市場を開設経営しようとする者は、本法所定の許可を受けることを要するものとし、かつ、本法5条各号に掲げる事由がある場合には、許可をしない建前になっているから、これらの規定が小売市場の開設経営をしようとする者の自由を規制し、その営業の自由を制限するものである。

・営業の自由の憲法上の位置付けと合憲審査の判断枠組み

最高裁は、次に、営業の自由が憲法22条1項で保障されているとした上で、本件規定の憲法22条1項適合性の判断枠組みを定立した。その中で、経済的活動に対する法規制には、消極的なものと積極的なものがあり、積極的なものについては当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲とするとの明白の原則で審査する旨を判示した。判旨の概要は次のとおりである。

右の営業の自由に対する制限が憲法22条1項に抵触するかどうかについて考察することとする。憲法22条1項は、国民の基本的な人権の一つとして、職業選択の自由を保障しており、そこで職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解すべきである。もっとも、憲法は、個人の経済活動につき、その絶対かつ無制限の自由を保障する趣旨ではなく、公共の福祉の要請に基づき、その自由に制限が加えられることのあることは、右条項自体の明示するところである。右条項に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、消極的に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。のみならず、憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、福祉国家的理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的發展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しており、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なって、右社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当である。もっとも、個人の経済活動に対する法的規制は、決して無制限に許されるべきものではなく、その規制の対象、手段、態様等においても、自ら一定の限界が存するものと解するのが相当である。社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として立法政策の問題として、立法府の裁量的判断にまつほかはない。個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府の政策的技術的な裁量に委ねるほかはなく、裁判所は、立法府の右裁量的判断を尊重するのを建前とし、ただ、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲として、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。

・判断枠組みに則した具体的検討

最高裁は、上記の判断枠組みに則して、本件規定が積極目的規制であることを認定した上で、明白の原則により合憲とした。判旨の概要は次のとおりである。

これを本件についてみると、本法は、立法当時における中小企業保護政策の一環として成立したものであり、本法所定の小売市場を許可規制の対象としているのは、小売商が国民のなかに占める数と国民経済における役割とに鑑み、本法1条の立法目的が示すとおり、経済的基盤の弱い小売商の事業活動の機会を適正に確保し、かつ、小売商の正常な秩序を阻害する要因を除去する必要があるとの判断のもとに、その一方策として、小売市場の乱設に伴う小売商相互間の過当競争によって招来されるであろう小売商の共倒れから小売商を保護するためにとられた措置であると認められる。

本法は、その所定形態の小売市場のみを規制の対象としているにすぎないのであって、小売市場内の店舗のなかに政令で指定する野菜、生鮮魚介類を販売する店舗が含まれない場合などを本法の規制対象から除外するなど、過当競争による弊害が特に顕著と認められる場合についてのみ、これを規制する趣旨であることが窺われる。

これらの諸点からみると、本法所定の小売市場の許可規制は、国が社会経済の調和的發展を企図するという観点から中小企業保護政策の一方策としてとった措置ということができ、その目的において、一応の合理性を認めることができないわけではなく、また、その規制の手段・態様においても、それが著しく不合理であることが明白であるとは認められない。そうすると、本法3条1項、同法施行令1条、2条所定の小売市場の許可規制が憲法22条1項に違反するものとすることができない。

(2) 薬事法事件（薬事法薬局距離制限違憲判決）

→Xは広島県知事に対して医薬品の店舗販売の許可申請をしたところ、薬事法及びその委任を受けて制定された広島県の条例で定められた薬局間の距離を最低100メートル確保する旨の適正配置規定の基準に合わないとして不許可処分とされたため、取消訴訟を提起して本件規定が憲法22条1項に違反するとして争った。

最高裁は、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要するとのいわゆる薬事法判決型の厳格な合理性の基準を示して審査した。結論としては、本件規定が消極目的規制であると認定した上で、規制の必要性和合理性がないことなどを理由に本件規定を違憲とした（最大判昭50.4.30・薬事法事件）。○

H18-7, H24-5, R1-7

・判断枠組みの大枠の提示

最高裁は、まず、判断枠組みに大枠として、次のとおり比較考量の判断枠組みを示した。なお、この大枠の部分は、財産権に関する森林法違憲判決など他の判例で引用されることがある。注：「比較衡量」ではなく「**比較考量**」の漢字を用いている。

憲法22条1項は、何人も、公共の福祉に反しないかぎり、職業選択の自由を有すると規定している。職業は、人が自己の生計を維持するためにする継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである。このような職業の性格と意義に照らすときは、職業は、ひとりその選択、すなわち職業の開始、継続、廃止において自由であるばかりでなく、選択した職業の遂行自体、すなわちその職業活動の内容、態様においても、原則として自由であることが要請されるのであり、したがって、右規定は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由の保障をも包含しているものと解すべきである。

職業は、主として経済的な活動であってその性質上、社会的相互関連性が大きいも

のであるから、精神的自由と比較して、公権力による規制の要請が強い。しかし、職業の多様性に応じ、その規制を要求する目的も、社会政策及び経済政策上の積極的なものから、安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで千差万別で、規制の態様も専売制、資格制、特許制等の事前規制から、事後の業態規制まで各種多様の形をとる。それゆえ、職業活動の自由に対する規制措置が憲法22条1項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、一律に論ずることができず具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによって制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。

この場合、右のような検討と考量をするのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的内容及びその必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであって、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない。

・規制目的二分論を意識した上でのより具体的な判断枠組みの提示

同最高裁は、上記に続けて、職業の許可制という規制態様が厳しいもので、それが消極目的のものであるときは、具体的は合憲審査の判断枠組みとして、学説からは薬事法判決型の厳格な合理性の基準と評されるものを定立した。判旨の概要は次のとおりである。

職業の許可制について、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、また、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する。

この要件は、許可制そのものについてのみならず、その内容についても要求されるのであって、許可制の採用自体が是認される場合であっても、個々の許可条件については、更に個別的に右の要件に照らしてその適否を判断しなければならない。

・判断枠組みに則した具体的検討

同最高裁は、上記判断枠組みに則して、適正配置規制が国民の生命、健康に対する危険の防止という消極的であることを認定した上で、**厳格にその合理性を審査（立法事実を詳細かつ具体的に検討した上での審査密度が高い審査）**して、薬局の開設の自由から、薬局の偏在、競争の激化、一部薬局の経営の不安定から、不良医薬品の供給の危険性との間の因果関係は立法事実から裏付けられないとして、規制の必要性と合理性は認められず、立法目的は、よりゆるやかな規制手段である行政上の取締り等によっても十分に達成できるなどとして、薬事法の適正配置規制を違憲とした。判旨の概要は次とおりでである。

まず、薬事法6条2項、4項の適正配置規制の目的は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であり公共の福祉に合致するものといえる。

次に、被上告人（県側）は、薬局の開設等について地域的制限が存在しない場合、薬局等が偏在し、これに伴い一部地域において業者間に過当競争が生じ、良質な医薬品の供給をさまたげる危険を生じさせると論じているところ、確かに、観念上はそのような可能性を否定することができない。しかし、果たして実際上どの程度にこのような危険があるかは、必ずしも明らかにされてはいないのである。殊に、常時行政上の監督と法規違反に対する制裁を背後に控えている一般の薬局等の経営者、特に薬剤師が経済上の理由のみからあえて法規違反の挙に出るようなことは、きわめて異例に属すると考えられる。このようにみても、競争の激化—経営の不安定—法規違反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるとするのは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断とは認めがたい。

仮に右に述べたような危険発生の可能性を肯定するとしても、更にこれに対する行政上の監督体制の強化等の手段によって有効にこれを防止することが不可能かどうかという問題がある。この点につき、被上告人（県側）は、薬事監視員の増加には限度があり、したがって、多数の薬局等に対する監視を徹底することは実際上困難であると論じている。このように監視に限界があることは否定できないが、しかし、そのような限界があるとしても、例えば、薬局等の偏在によって競争が激化している一部地域に限って重点的に監視を強化することによってその実効性を高める方途もありえないではなく、また、被上告人（県側）が強調している医薬品の貯蔵その他の管理上の不備等は、不時の立入検査によって比較的容易に発見することができるような性質のもののみられること、更に医薬品の製造番号の抹消操作等による不正販売も、薬局等の段階で生じたものというよりは、むしろ、それ以前の段階からの加工によるのではないかと疑

われること等を考え合わせると、供給業務に対する規制や監督の励行等によって防止しきれないような、専ら薬局等の経営不安定に由来する不良医薬品の供給の危険が相当程度において存すると断じるのは、合理性を欠くというべきである。

以上に述べたとおり、薬局等の設置場所の地域的制限の必要性と合理性を裏づける理由として被上告人の指摘する薬局等の偏在—競争激化—一部薬局等の経営の不安定—不良医薬品の供給の危険又は医薬品乱用の助長の弊害という事由は、いずれもいまだそれによって右の必要性と合理性を肯定するに足りない。

以上より、本件適正配置規制は、その必要性と合理性を肯定しうるにはなお遠いものである、この点に関する立法府の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならない。薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法6条2項、4項は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということができないから、憲法22条1項に違反し、無効である。

(3) 酒類販売の免許制

→酒類販売業の開設申請に対し、税務署長が、酒税法の免許拒否事由（経営の基礎が薄弱）に当たるとして、免許の拒否処分をしたため取消訴訟が提起され、酒類販売業の免許制を定める酒税法の規定が憲法22条1項に違反するかが問題となった事案で、最高裁は、**国家の財政目的のための職業の許可制は、立法府の判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものでない限り憲法22条1項に違反しない**として、結論として本件規制を合憲とした（最判平4.12.15）。○

H26-9, R1-7

・判断枠組み

一般に許可制は、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する（薬事法事件判決参照）。また、租税は多様な機能を有しており、国民の租税負担を定めるについて、**財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とする**ことも明らかであることから、**租税法の定立については立法府の政策的、技術的な判断にゆだねる**ほかはなく、**裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重せざるを得ない**（サラリーマン税金訴訟判決参照）。以上のことからすると、**租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという**国家の財政目的のための職業の許可制**による規制については、その必要性と合理性についての立法府の判断が、右の政策的、技術的な**裁量の範囲を逸脱する**もので、**著しく不合理**なものでない限り、これを憲法22条1項の規定に違反するものということとはできない。**

・判断枠組みに則した具体的検討

酒税法は、酒税の確実な徴収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する必要から、**酒類の製造および販売業の免許制を採用したものと解されるが、当初は酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという重要な公共の利益のために採られた合理的措置であった。その後社会状況の変化と酒税の国税全体に占める割合等が相対的に低下するに至った本件処分当時においても、免許制度を存置しておくことの必要性・合理性は失うに至っていない。**酒類販売業免許制度を存置すべきものとした**立法府の判断が、前記のような政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理**であるとまでは**断定し難い**。よって、酒税法10条10号の規定は**憲法22条1項に反しない**。

注：酒税の国税全体に占める割合が高く酒税を確実に徴収する必要があるとの立法事実が今なお存在することを前提に規制の必要性合理性を肯定した判例である。

(4) その他の判例 ～短答対策

・ **たばこ小売業の距離制限** △ H18-7 肢 2 参照

製造たばこ小売業の適正配置規制の合憲性が争われた事件において、最高裁は、同規制は、製造たばこの小売人には零細経営者が多いことや身体障害者の開業に特別の配慮が加えられてきたことを考慮した小売人保護のための積極目的規制であると認定しつつ、最大判昭47年11月22日 (**小売市場事件判決**) を参照し、同規制は、右目的のために必要かつ合理的な範囲にとどまるものであって、これが著しく不合理であることが明白とは認め難いとして合憲とした (**最判平 5. 6. 25**)。

・ **司法書士の資格制と職業の制限** △

司法書士以外の者が登記に関する手続の代理等の業務をすることを禁止し、違反者を処罰する旨の司法書士法の規定が憲法22条1項に違反するかが問題となった。

最高裁は、薬事法事件判決等を参照しつつ、詳細な理由を述べず、単に、登記制度が国民の権利義務等社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすことにかんがみ本件の資格制が公共の福祉に合致した合理的なものと述べて、本件規制が憲法22条1項に違反しないとした (**最判平 12. 2. 8**)。 H26-9

補足すると、最高裁は、二分論を明示しなかったが、薬事法事件判決を参照していたことから、本件の資格制を消極目的の参入規制の事例であることを念頭に判断したものと考えられる。 H18-7 肢 6 参照

・ **公衆浴場距離制限** △ H18-7 肢 3 参照

公衆浴場法は公衆浴場業を知事の許可制とし、許可要件の1つとして公衆浴場間に一定の距離を確保することを要求する適正配置規制を規定する。最高裁は、公衆浴場の適正配置規制は憲法22条1項に違反せず合憲とするが、その理由は定まっていない。

昭和30年判決は、適正配置規制は、公衆浴場の偏在・濫立を防止して「**国民保健及び環境衛生**」を図るための規制で公共の福祉に合致するとして**合憲**とした。この判例は、適正配置規制を**消極目的規制**としてとらえたと評価されている (**最大判昭 30. 1. 26**)。

平成元年1月判決は、適正配置規制を**公衆浴場業者が経営の困難から廃業や転業をすることを防止し、健全で安定した経営**を行えるようにすると、**積極目的規制**としてとらえ、**小売市場事件判決**を参照した上で、**明白の原則**により合憲とした (**最判平元. 1. 20**)。

平成元年3月判決は、国民保健及び環境衛生の確保にあるとともに、既存公衆浴場業者の経営の安定を図るとの消極・積極の両目的を認定した上で、判断枠組みを示さないまま本件規制が「必要かつ合理的」で**合憲**とした (**最判平元. 3. 7**)。

(5) 審査基準に関する判例の動向 ～短答対策として全体をおさえておく

H18-7, H26-9, H29-8

→自家用車での有償運送を禁止する道路運送法の規定が憲法22条1項に違反するかが争われた事案で、最高裁は、規制目的を積極・消極に二分せず、自家用自動車の有償運送行為は無免許営業に発展する危険性が多く、これを放任すると無免許営業の取締りの実効性を欠き免許制度は崩れ去るとして、本件規制は公共の福祉の確保のために必要な制限として合憲とした（**最大判昭 38.12.4・白タク営業事件**）。

その後、規制立法を、積極目的と認定して明白の原則により審査して合憲と判断した判例（**最大判昭 47.11.22・小売市場事件**）と、消極目的と認定して規制の必要性や合理性を厳格に審査して違憲と判断した判例（**最大判昭 50.4.30・薬事法事件**）の2つの判例が登場したことで、最高裁は規制目的二分論を採用していると解されるようになった。

国内の生糸生産業者を保護するために生糸の輸入を制限した法令が憲法22条1項に違反するかが問題となった**西陣ネクタイ事件**において、最高裁は、積極目的を認定して明白の原則により審査して合憲とした（**最判平 2.2.6**）。たばこ小売業の距離制限をする適正配置規制について、最高裁は、小売人保護のための積極目的と認定して明白の原則により合憲とした（**最判平 5.6.25**）。

しかし、その後、登記手続の代行業務を司法書士以外の者がすることを禁止する司法書士法の規定が職業の自由を侵害し憲法22条1項に違反するかが問題となった**司法書士法事件**において、最高裁は、薬事法事件判決を参照しておきながら、規制目的が消極・積極のいずれに当たるのかに言及しないまま、登記制度が国民の生活に及ぼす重要性から公共の福祉に合致する規制で合憲とした（**最判平 12.2.8**）。さらに、水稻をする農業者に対し農業共済組合への加入を強制する農業災害補償法の規定が職業の自由を侵害し憲法22条1項に違反するかが問題となった農業共済組合事件において、最高裁は、小売市場事件判決を参照して明白の原則で合憲としているが、規制目的が国民の主食である米の確保や自作農の経営の保護にあるとしたがこれが消極・積極のいずれの目的に当たるのかに言及していない（**最判平 17.4.26**）。

また、最高裁は、酒類販売業を免許制とし、「経営の基礎薄弱」を免許拒否事由にした酒税法の規定について、従来の消極・積極の目的の内容とは異なる**第3の目的**ともいえる「租税の適正かつ確実な賦課徴収」という目的を指摘し、明白の原則により合憲とした（**最判平 4.12.15**）。これら判例の動向から、現在の最高裁は必ずしも規制目的二分論を採用しているとはいえない。

短答試験の過去問

問題1 R1—司法・予備 共通問題

(配点：2)

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 薬局の開設につき、これを許可制とすることの目的が、国民の生命及び健康に対する危険の防止にある場合、当該規制の合憲性を肯定するためには、それが重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることに加え、より緩やかな規制によってはその目的を十分に達成することができないと認められることも要する。
- イ. 個人の経済活動の自由に対して、社会経済全体の均衡のとれた調和的發展を図るという積極目的の規制を設けることが正当化される根拠として、国民の生存権やその一環としての勤労権が保障されているなど、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を行うことが憲法上の要請とされていることを挙げることができる。
- ウ. 酒類販売業について免許制とすることを定めた酒税法の規定は、酒類販売業者には経済的基盤の弱い中小事業者が多いことに照らし、酒類販売業者を相互間の過当競争による共倒れから保護するという積極目的の規制であり、当該規制の目的に合理性が認められ、その手段・態様も著しく不合理であることが明白であるとは認められないから、違憲ではない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

問題1 正解 2

肢ア → ○ P12の2つ目のブロック

肢イ → ○ P9のブロックの真ん中あたり

肢ウ → × P15の2つ目と3つ目のブロック

問題2 H24—司法・予備 共通問題

(配点：3)

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

ア. 職業活動の自由についても精神的自由についても、国の積極的な社会経済政策のために規制することが許されるのは同様であるが、前者の自由を規制する場合には立法府の裁量的判断が広く認められる点異なる。

イ. 憲法第22条第1項が「公共の福祉に反しない限り」という留保を伴っているのは、職業活動は社会的相互関連性が大きく、精神的自由と比較して公権力による規制の要請が強いことを強調するためである。

ウ. 職業の許可制は自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する。ただし、この要請は、個々の許可条件の合憲性判断においてまで求められるものではない。

問題2 正解 2, 1, 2

肢ア → × P9のブロックの真ん中から少し下のあたり

肢イ → ○ P11の2つ目のブロックからP12の1つめのブロックにまたがっている箇所

肢ウ → × P12の2つ目のブロック

問題3 H26—司法

(配点：3)

職業の自由に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア．酒類販売の免許制に関する立法事実が変化しているので、当該免許制の合憲性は厳格度を高めた基準で審査されるが、酒税法が定める免許基準は依然として合理性を有する。
- イ．特定産業における経営の安定を目的とする生糸の輸入制限は、零細な他の産業に犠牲を強いることになるので、その合憲性は慎重に審査されるが、著しく不合理とはいえない。
- ウ．登記制度が国民の権利義務等に重大な影響を及ぼすことなどから、原則として司法書士に登記業務の独占を認める職域規制は、公共の福祉に合致した合理的な規制である。

問題3 正解 2, 2, 1

肢ア → × P15の2つ目と3つ目のブロック

肢イ → × P17のブロックの西陣ネクタイ事件

肢ウ → ○ P17のブロックの司法書士法事件, P16の2つ目のブロック

問題4 H29—司法・予備 共通問題

(配点：2)

憲法第22条第1項の解釈に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。

- ア. 農業災害補償法が一定の稲作農業者を農業共済組合に当然に加入させる仕組みを採用したことの合憲性は、当該仕組みが国民の主食である米の生産の確保と稲作を行う自作農の経営の保護を目的とすることから、必要最小限度の規制であるか否かによって判断される。
- イ. 憲法第22条第1項は職業選択の自由を保障しているが、いわゆる営業の自由は、財産権の行使という側面を併せ有することから、同項及び第29条第1項の規定によって根拠付けられる。
- ウ. 職業の許可制は、狭義の職業の選択の自由そのものに制約を課す強力な制限であるため、社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置であっても、より緩やかな規制によってはその目的を十分に達することができない場合でなければ、合憲性を肯定し得ない。

1. ア○ イ○ ウ○ 2. ア○ イ○ ウ× 3. ア○ イ× ウ○
4. ア○ イ× ウ× 5. ア× イ○ ウ○ 6. ア× イ○ ウ×
7. ア× イ× ウ○ 8. ア× イ× ウ×

問題4 正解 8

肢ア → × P17のブロックの下から2段落目の農業共済組合事件

肢イ → × P3の最後のブロック

肢ウ → × P9のブロック(許可制で積極目的の小売市場事件), P12の2つ目のブロック

問題5 H18—司法

(配点：3)

次の文章は、職業選択の自由を規制する法令の合憲性判断基準に関するものである。AからDまでの空欄に、後記1から6までの中から適切なものを補充して、文章を完成させなさい。

最高裁判所は、職業選択の自由を規制する法令の合憲性に関して、【A】の判決において、積極的な社会経済政策を実施するための法的規制措置については、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることが明白な場合に限り、これを違憲として、その効力を否定することができる旨判示した。その後、【B】の判決では、職業の許可制について合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し、それが自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するより緩やかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては、その目的を十分に達成することができないと認められることを要する旨判示した。

これらを受けて、職業選択の自由を規制する法令の合憲性審査基準に関して、判例はいわゆる「目的二分論」に立っていると理解した上で、これを基本的に支持する見解がある一方で、規制目的と合憲性審査基準を対応させることについて批判的な見解もある。このような中、最高裁判所は、平成元年に、【C】において、ある小法廷が、【A】の判決と同様の合憲性審査基準を述べた上で、当該規制は違憲とすべき場合に当たらない旨判示したのに対して、別の小法廷は、そのような審査基準を述べることなく当該規定の合憲性を肯定して、判断手法が分かれた。しかし、平成5年の【D】についての判決では、その規制目的に言及した上で、【A】の判決を引用して、当該規制は、その目的のために必要かつ合理的な範囲にとどまるものであって、これが著しく不合理であることが明白であるとは認め難く、憲法第22条第1項に違反するということとはできない旨判示した。

1. 薬局設置場所が配置の適正を欠くと認められることを都道府県知事による開設不許可事由とした薬事法の規定の合憲性が争われた事案
2. たばこ事業法、同法施行規則及びこれを受けた大蔵大臣依命通達による製造たばこの小売販売業に対する適正配置規制の合憲性が争われた事案
3. 公衆浴場設置場所が配置の適正を欠くと認められることを都道府県知事による経営不許可事由とした公衆浴場法の規定の合憲性が争われた事案
4. 酒類の販売業を税務署長の免許制とし、その要件を定めている酒税法の規定の合憲性が争われた事案

5. 都道府県知事の許可なく小売市場を開設することを禁じた小売商業調整特別措置法の規定の合憲性が争われた事案
6. 司法書士及び公共嘱託登記司法書士協会以外の者が他人の嘱託を受けて登記に関する手続の代理業務等を行うことを禁じた司法書士法の規定の合憲性が争われた事案

問題5 正解 5, 1, 3, 2

- A → P 1 7のブロックの小売市場事件, P 8の2つ目のブロック
- B → P 1 7のブロックの薬事法事件, P 1 2の2つ目のブロック
- C → P 1 6の3つ目のブロックの平成元年1月判決と平成元年3月判決
- D → P 1 7のブロックのたばこ小売業の平成5年判例, P 1 6の1つ目のブロック

問題6 H21ー司法

(配点：3)

酒類販売の免許制が憲法第22条第1項に適合するか否かについて判示した最高裁判所の判決（最高裁判所平成4年12月15日第三小法廷判決，民集46巻9号2829頁）に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。

- ア．この判決は，許可制の場合には重要な公共の利益のために必要かつ合理的措置であることを要するとする一方で，租税法の制定に当たっては立法府の政策的・技術的な裁量的判断が尊重されるべきであるとして，許可制の必要性和合理性についての立法府の判断が政策的・技術的裁量の範囲を逸脱した著しく不合理なものでない限り，合憲であるとした。
- イ．この判決は，酒類販売の免許制は，酒類が致酔性を有する嗜好品であることから，酒類の無秩序な販売による国民の健康安全に対する弊害を防止するために必要な規制であるとしつつ，消費者への酒税の円滑な転嫁のため，これを阻害するおそれのある酒類販売業者を酒類の流通過程から排除するための規制でもあるとして，規制の目的を複合的なものと判断した。
- ウ．この判決は，酒類販売の免許制は，経済的弱者保護という意味での積極目的による規制とは異なるとした上で，免許の許否が実際に既存の酒類販売業者の権益を擁護するような運用になっているか否かに着目すべきであるが，そのような運用がなされていない限り酒税法の立法目的を明らかに逸脱するものであるとはいえず，合憲であるとした。

問題6 正解 1, 2, 2

肢ア → ○ P15の2つ目のブロック

肢イ → × 同上

肢ウ → × P15の3つ目のブロック

[調整余白]

矢島の速修インプット講座受講生 2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

速修インプット講座を受講することで、**短期間で、司法試験合格に必要な知識を網羅的に復習できた点が良かった**と感じました。私は予備試験合格後にも、知識があやふやな部分、誤った理解をしていた部分があることに気づき、このまま司法試験に臨むのは不安であると感じていました。しかし、その時点で司法試験までは半年ほどしかありませんでした。そこで、この講座を受講し、短期間で網羅的に試験範囲を復習しようと考えました。結果としては、3ヶ月ほどで7科目を2周することができ、その分問題演習の時間を十分に確保することが出来ました。また、講座を担当されている矢島先生が、**司法試験の内容を正確に分析**されており、論文式試験で評価される書き方・思考をも学べる点も、良かった点です。速修インプット講座は、出題趣旨や採点実感の内容が多分に盛り込まれており、それを踏まえた講義となっているため、**正しい知識・思考方法を学べる内容**となっている点が良かったと感じました。

N・Tさん 38歳

短答試験や論文試験に必要な情報がコンパクトにまとめられており、効率的に学習することができた。私は、通信クラスで、仕事をしながら、受講していたので、通勤中やカフェ等でスマホで講義を繰り返し聞くことで記憶の定着に役立った。また、**テキストには重要度をランク付けして記載してあるので、重要事項が一目で把握でき、試験に向けて効果的な学習ができたと思う**。テキストについては直前期の知識の整理にも非常に役に立ったと思う。

C・Tさん 29歳

私は自分の知識不足を感じていたので、この講座を申し込みました。テキストは細かい知識まで全てを詰め込むのではなく、**本当に重要な部分をコンパクトにまとめたものだったので、本筋を外れることなく軸のあるインプットができ、答案でも重要な部分を的確に記述することができるようになった**と思います。テキストはコンパクトではありますが、**これだけで試験に十分対応できる**ものであったので試験まで繰り返し読み込んでいました。

野口 大さん 32 歳

この講座の良かった点は、まず、テキストが司法試験を徹底的に分析された上で作成されており、情報量も適切で必要十分に整理されている点です。次に、全科目を通じて**判例通説をベースに思考過程が論理的な文章**でわかりやすく書かれているため、記憶・理解がとてもしやすい点です。重要度もランク分けされており、その中でも記憶すべき箇所（答案に実際に書く事柄）、記憶までは必要ないが理解すべき箇所にまで細かくランク分けされているので勉強がしやすく、各自の可処分時間に応じた柔軟な活用ができる講座だと感じました。ちなみに私は、3回目の受験でしたが、合格した今年は、**インプット用の教材は基本書や判例百選等は一切使わず、この講座のテキストだけで論文・短答対策を行いました**。この講座で矢島先生の講義を聴きながらテキストを読み進め、徹底的に復習すれば、**論文・短答ともに問題を検討し、合格答案が書ける力がしっかり身につく**と思います。

林 拓哉さん 30 歳

速修インプット講座は、テキストがとても素晴らしいと思います。テキストには論証はもちろん、条文の趣旨や要件、判例、重要事項の思考プロセス、司法試験の出題趣旨や採点実感等が記載されていて、法試験対策に必要なすべての情報が網羅されています。そして、テキストに記載されている情報には優先順位が記号で付されているので、受講生の可処分時間に応じてテキストの復習を行うことができます。また、テキストには短答試験で問われるような知識も記載されているので、短答対策のテキストとしても使用することができます。平成 30 年の試験に向けて私が使用したインプット用のテキストは、速修インプット講座のテキストのみです。司法試験対策のテキストを絞り込めていない方には、速修インプット講座の受講を強くおすすめいたします。さらに、矢島先生は受験生がつまずきやすいところや苦手とする分野を考え、受験生の目線で授業を進めてくださいます。矢島先生は非常に熱い先生で、「受験生を合格させたい！」という強い気持ちを持たれていることを感じました。その熱さは画面を通して伝わってくるので、通信受講でも画面越しに矢島先生のパワーを受け取り、講座を最後まで集中して受講することができると思います。「通信講座は長続きしなさそうだからちょっと・・・」という方にも速修インプット講座の受講をおすすめいたします。

矢島の論文完成講座受講生
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

論文完成講座を受講してよかった点は、司法試験の過去問を正確に分析し、定着させることができた点です。司法試験合格のためには、論文式試験で評価される論述、思考方法を知るために、過去問を分析することが不可欠です。しかし、司法試験の論文式試験の内容は難解であり、一人でこれを分析することは困難です。実際に、私も学習開始から1年ほど経ち、過去問を少し解きましたが、全く歯が立たず、一人でこれを分析することができませんでした。この講座を受講し、反復したことで、過去問を深く理解し、その思考方法や書き方を本番でも生かすことができました。

N・Tさん 38歳

過去問分析、矢島先生オリジナルの質の高い答案を惜しみなく提供いただき、自身の答案作成の参考になったほか、過去問からどのような知識及び理論構成が求められるか丁寧に教えてくださったので、受講してよかったと思う。オリジナル答案は授業直前まで練っておられるようで、授業中にもより良いものに変更されていたことで、リアルに思考過程が把握でき、自分の思考整理にも役立った。知識偏重ではなく、実際に現場で考えて書く答案の作成方法を教えてもらえた。

野口 大さん 32歳

この講座の良い点は、まず、講義とテキストを通じて答案の思考過程や表現方法を学ぶことができ、論文の書き方が体得できる点です。答案例も出題趣旨や採点実感を踏まえて全て矢島先生が書き下ろされており、信頼できるものです。また、過去問では補えない論点についても補強問題というかたちで学習できるため、この講座で取り扱う問題を全て検討すれば、他の受験者に対しても大きなアドバンテージになると感じました。その上、分析や読み方が難しい出題趣旨や採点実感についても矢島先生が重要な部分や反面教師にする部分等、加工してくださったかたちで読めるのでメリハリをつけて過去問分析をすることができます。私は、問題演習に関しては、学者さんの演習本や問題集などに手を広げず、この講座で取り扱った過去問と補強問題を中心に徹底的に復習して本試験に臨み合格することができました。

林 拓哉さん 30 歳

矢島先生の解説の大きなポイントは、**矢島先生が作成した参考答案に基づいて解説が行われるところです**。一般的な司法試験の過去問講座はテキストに模範答案が掲載されていたとしても、答案の分量が非常に多く、内容が不正確なこともあり、現実的な答案ではないことが多いと思います。しかし、矢島先生の答案は、本番で書くことができたなら上位合格することができるレベルのものと考えられるので、極めて現実的な答案になっていると感じました。**講座を受講して矢島先生の思考のプロセスを学び、矢島先生が作成した答案を読みこんで合格答案のイメージをし、自分の答案を書いていけば、司法試験の解答に必要な力は自然と身についていくと思います。**

C・Tさん 29 歳

矢島先生の論文完成講座を受講する前にも自分で司法試験の過去問を解いたことはありましたが、出題趣旨や採点実感を上手く活用することができていませんでした。**矢島先生の論文完成講座では、出題趣旨や採点実感の重要な部分を示してくれたため、自分では気付かなかった出題意図などを理解することができより良い答案作りに大いに役に立ちました**。過去問のほかにも類似問題を扱っていたため、当該論点をより深く理解することができました。

矢島の速修インプット講座受講生 2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

矢島の速修インプット講座のよかった点は、**試験に必要な知識が厳選されており、それを短期間で一気に習得することができた点**です。講座自体の全体の時間数は少ないですが、はじめて習う科目でも、重要な知識を中心にていねいに説明してくださるので理解に困ることはありませんでした。細かい知識まで含め長い時間をかけてインプットをすることは、幹となる部分の知識の定着の妨げになり、時に有害となります。また、働きながらの学習の場合、このような勉強方法をとることは現実的に困難です。この点、矢島先生のこの講座は、**短い時間で必要不可欠な知識のインプットを重点的に行うことを可能とするものであり、私が合格するについての近道となったように**感じます。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成されるオリジナルテキストを用いて行う中級者を対象とした高速インプット講座です。その最大の売りは、**7法の膨大な知識を試験に必要な限りで圧縮した上で、矢島講師が論文レベルに必要な知識、択一レベルに必要な知識、できれば知っておけばいい知識と記載を分けて説明**するので、講義後に自分で復習するのにもメリハリつけて学習することができることだと思います。例えば、**ここは論文で聞かれるから、なんとなく思い出せるだけではだめ、この理由づけから規範を導きだせるようにといった具体的な指導がなされるため試験に使える形でインプット**できました。また最新判例のうち論文択一ともに出題予想されるものについても深く取り上げての解説がなされたため、別途重判を読む必要がなくなり助かった点もよかったです。

K・Mさん 42歳

矢島先生は**徹底的に過去問を解析し、そこで求められている知識と論述方法を受講生に伝えるために緻密に、かつ誠実にアップデートを欠かさない姿勢が非常に信頼**がおけます。この「**誠実**」「**本気**」という点が**矢島先生が傑出**している点であり、ゼミも受講していましたが、受講生と同時に机を並べて論文を書き、その答案を公開するというのはこの人だけではないでしょうか。

矢島の論文完成講座受講生 2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

答案例の質のよさと解説の丁寧さが抜群の講座でした。私は、1年目の学習で論文の勉強方法がよくわからなかったこともあり、また短答の学習にも不安があったこともあり、論文を中心に据えた学習をすることができませんでした。しかし、論文を書けなくても最低限この講座を受講しきろうと決め、ひと通り解説を聞きながら矢島先生の作成した答案例を読みました。その後、論文を自分の手でほとんど作成することのできなかつた科目もあります。たとえば、行政法はほとんど答案を書くことなく本試験に臨むこととなってしまいました。しかし、なんとか答案を一応の形にすることはでき、結果合格をすることができました。試験中、頭に浮かんだのは、矢島先生はどのように答案を作成していたか、ということです。矢島先生の答案は、論証を切り貼りしたようなものではなく、よく考えて作成されているため、とても記憶に残りやすく、かつ良い意味で真似しやすいものでした。そこで試験当日はこれを一生懸命真似して論文を完成させました。おそらくこの講座がなければ1年で合格することはできなかつたと思います。矢島の速修インプット講座と合わせて私にとって必須の講座だったと感じています。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成の答案とその分析解説テキストを用いて行う論文過去問解説講座です。その最大の売りは、やはり矢島講師自身が時間を図り時間を意識した上で作成した現実的な司法試験の合格答案を読むことだけでも**現実的に自分でも書けそうな合格答案について具体的にイメージができる**ことです。それに加えて、**矢島講師のここの論述は問題文にこういう記述あるから、こういう意図でこういう論述をしている、ここは短くまとめて書ききるといったように具体的な論文試験についてのアドバイスも得られる点が非常に参考なりとてもよかつたです**。この講座を行うだけで主要な重要過去問について深く学べる上、現実的かつ間違いのない矢島講師の答案が手にいれられることができたのもとてもよかつたです。

Aさん 44歳

週に2回授業が行われ、過去問を徹底的に解説してくれました。また、採点実感を丁寧に読んで説明してくれました。採点実感を深く読み込むことはなかなか一人で学習しているとできないことなので、非常に役に立ちました。**何年の採点実感にはこのような記述があるから、今後はこのような問題の傾向になるだろうと思う、などと推測**をしてくださいました。**今後の勉強の方針に大変役立つ予測**でした。授業を聞いてよかったですと思います。

【矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑨】(2020年合格目標の講座)

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座** (2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録)
- ② **矢島の論文完成講座** (9月下旬～12月中旬に新規収録)
- ③ **矢島のスピードチェック講座** (翌年1月に新規収録)
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座** (翌年2月中旬～3月中旬に新規収録)

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施(2019年1月に実施済み)していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施(2020年1月に実施)することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ **短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧**

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文に必要知識も修得**）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、改正民法の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

なお、パンフレットには記載していませんが、受講後に各自が追加演習できるように、今年度の講義で扱っていない論文過去(3問)の矢島解答例を付録として添付しています。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信開始の新規講座です。本講座は法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的としています。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案の作成その他合格に必要な指導をします。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島講師も受講生と机を並べて一緒に答案を作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2019 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU19342